

ディスカッション ペーパー

個人データ保護の厳しい環境変化に対応した社会データの利活用

2020年3月3日

牧野総合法律事務所弁護士法人

弁護士 牧野二郎

弁護士 森 悟史

弁護士 牧野 剛

本日の議論 サマリ

- 社会調査を実施するにあたっては各国の個人情報保護法制に留意する必要があります。
- 特に、2020年1月から施行されたCCPA（カリフォルニア消費者プライバシー保護法）に注意が必要です。企業を対象とする厳しい規制ではありますが、学術調査への影響も強く懸念されます。
- EUのGDPRは、アジア諸国を席卷しており、次々とGDPR準拠の新法制が制定されています。こうして、我が国を取り巻く環境は急激に変化しています。
- 社会調査においても世界標準（GDPR及びCCPA）を踏まえた対応が必須となります。今回は米国の対応をも視野に入れた議論をしたいと思います。

個人情報保護の法体系、法制度

- 個人情報保護法 基本法 個人情報法
- 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律 行個人法
↓
- 独立行政法人が保有する個人情報の保護に関する法律 独個人法
- 各県の制定した条例 条例

大学、研究機関等の 社会調査活動に対する法的規制の全体像

- まず、前提としての法的規制の枠組みを確認

最狭義	国立大学、国立研究機関 単体 公立大学	独立行政機関個人情報保護法 個人情報保護条例
狭 義	私立大学、上記以外研究機関 国立大学 + 私立大学等	個人情報保護法 独個法 + 個情法
	共同利用の場合の規制、監督、責任問題	独個法、個情法 + 契約による
広義	国際的協力、越境考慮	GDPR適用が基本 + 各国特例

注) 独立行政法人の保有する個人情報保護に関する法律は「独個法」と、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は「行個法」、個人情報の保護に関する法律は「個情法」、個人情報保護委員会「個情委」とそれぞれ省略する。

個人情報保護法等の改正に伴う研究倫理指針の改正について

文部科学省 厚生労働省 経済産業省

平成29年5月＝抜粋＝

(参考) 研究主体毎に適用される法律等について

○下表のとおり、研究主体毎に適用される法律等は異なるものの、**指針では、複数施設間での共同研究等において試料・情報のやり取りに支障の出ることがないよう、また、研究対象者の保護等のために、すべての研究者が遵守すべき統一的なルールを定めており、指針の遵守は必須である。**

個人情報保護法	民間事業者（私立大学・学会、私立病院、民間企業等）※
行政機関個人情報保護法	国の行政機関、国立研究所 等
独立行政法人等個人情報保護法	独立行政法人、国立大学 等
個人情報保護条例	地方公共団体、公立大学、公立研究機関、公立医療機関 等

※私立大学、研究所、1つの主体とみなすことができる共同研究、学会等の学術研究を目的とする機関・団体及びそれらに属する者が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合は、個人情報法の義務規定の適用除外（個人情報法第76条）。

(参考) 個人情報保護法等と指針との体系イメージ



独個の特色と個情との関係

- 個情法が全体の基本法、独個法行個法が一般法として参照されるのが前提
- しかし、個情法76条1項3号「大学その他の学術研究を目的とする機関もしくは団体またはそれらに属する者 学術研究の用に供する目的」の場合には第4章（個人情報取扱事業者の義務等）の規定を適用しないとしている。すなわち、個人情報取扱事業者としての義務等の規定の適用はない。
- 但し、大学等は、各自適正対応できるように必要な措置を定め、公表すべきだ、と規定する（同条3項）。
- 総務省から「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（通知）」既発
- 国立大学、国立研究機関等は、独個法の適用、および上記指針の適用がある。

独個法の独立行政法人非識別加工情報の取り扱い（4章の2）に関しては、多くの規定で、個人情報保護委員会規則に従う（44条の5、6、7、9、10、15）、個情委の監督を受ける（48条の4以下）、など、個情法、個情規則、個情委の権限を認める規定がおかれている。

- 独個法は、独自の観点から非識別情報（照合、復元が不能な情報）の取り扱いについて、利活用の視点から推進している（4章の2）。

匿名加工情報と非識別加工情報の違い

個情法の個人情報

- がちがちの個人情報
- 簡易な匿名化＋容易に照合できる情報のある場合
(本当は照合できて、識別できる場合があるが、それは個人情報とは見ない。自由にして良いことになる)

個情法の匿名加工情報

- a 記述式個人情報の場合
記述等の一部を削除する (識別情報など)
- b 識別符号がある場合
個人識別符号の全部を削除すること

独個法の個人情報

- がちがちの個人情報
- 困難な照合でも、照合で識別できる場合
(およそ、照合できるのであれば、すべて個人情報とする)

独個法の非識別加工情報 2条8項

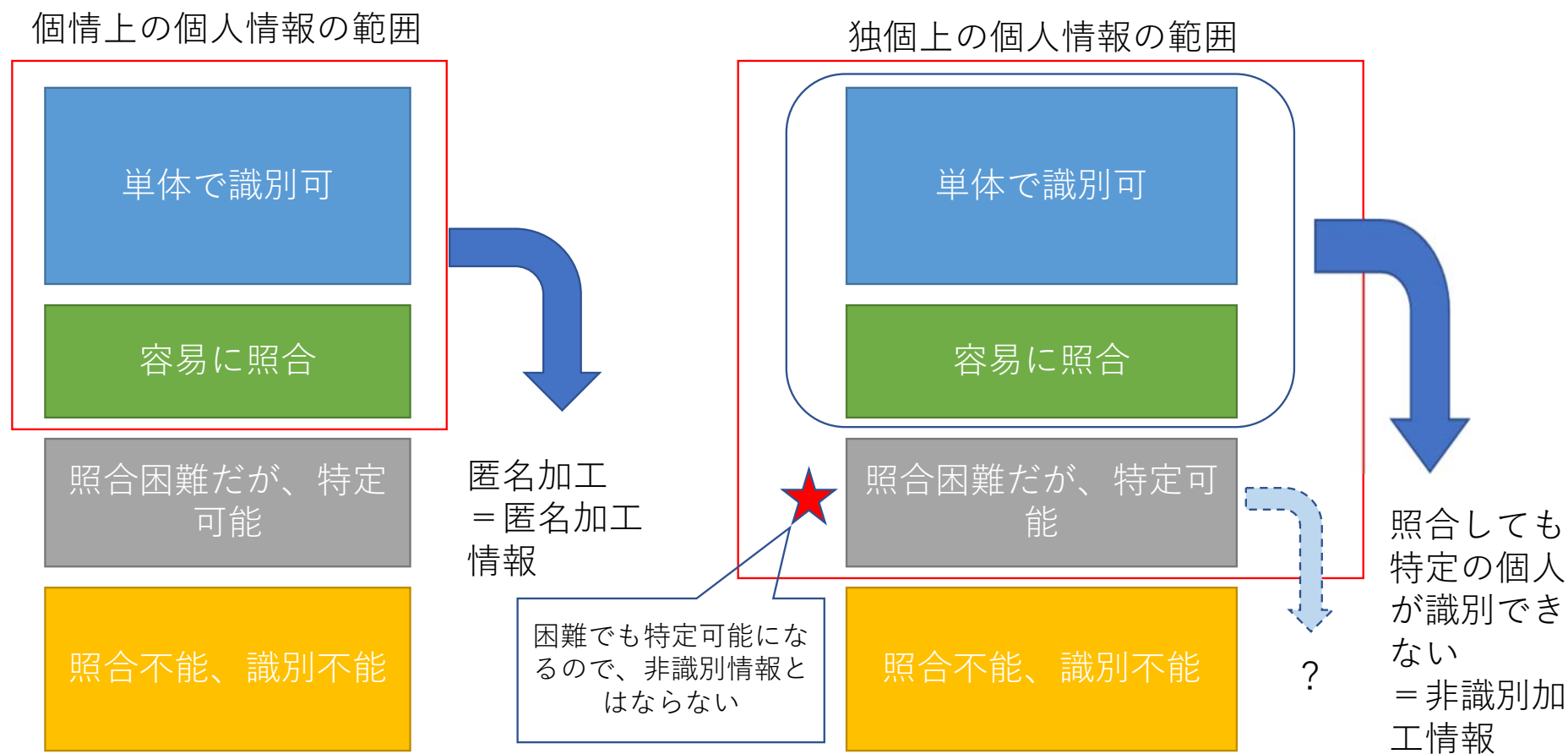
- がちがちの個人情報 (容易に照合できる程度のものを含む) に限り、それを、およそ特定の個人が識別できないように加工したもの
 - a 左に同じ
 - b 左に同じ

独個法の非識別情報の規定

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 第2条8項

- この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第44条の10第1項において同じ。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

個人情報範囲の違い、 独個法が広い



独個法、個人情報法 比較検討表

重要概念	個人情報法	独個法	ポイント
個人情報の概念	非容易照合は含まない	非容易照合も含む（広い）	独個2条2項1号カッコ
適正取得	17条	5条	行個法には規定なし
安全管理措置	20条	7条安全確保の措置 （総括保護管理者、各課に保護管理者、保護担当者及び監査責任者を置くこと）	独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（通知）
委託	22条	指針 業務委託の際の注意事項確認	
識別情報の消去等	匿名加工情報（緩いものも含む）	非識別加工情報（厳格に非識別であること）	個人情報法の基準19条準拠
匿名情報の利活用	36条以下 匿名加工情報取扱事業者として一定の義務ありも、利用自由	4章の2 独立行政法人非識別加工情報の民間利用を可能とする	但し、個人情報委の監督あり
			10

GDPRの基本的立場

- EUの個人情報保護体系

GDPR（官民、研究機関等すべて包摂）＋各国法（刑事罰等）

大学、研究機関も、例外なく適用対象である。

「公共の利益における保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱いは、本規則に従い、データ主体の権利及び自由のための適切な保護措置に服する。」

§ 89① 前文162

ただし、考慮事項として

「科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的に関しては、知識の増加に対する社会の正当な期待を考慮に入れなければならない。

管理者は、監督機関及びデータ主体に対し、その移転に関し情報提供しなければならない。」 前文113

GDPRにおける社会調査の法的位置づけ、取扱い

公共の利益における保管の目的、科学的研究の目的、歴史的研究の目的、統計の目的

で行われる追加取扱いの場合、当初の目的と適合しないものとはみなされない。 5条1項（b）

- 情報取得、利用に関する同意は大前提 6条 これに例外はない。
- 第三者への提供に関しえては、13条によりプライバシーノーティス（提供先名、類型）が必要である。
- 利用目的が終了した場合に、速やかに削除すべきだが、研究や、統計目的の場合、厳格な保管制限規定を緩和し、「より長い期間」保存できるとしている。 5条1項（e）
- 一般にセンシティブデータ取得は禁止されているが、研究や統計目的の場合に禁止規定の適用排除 9条2項（j）
- 第三者からの取得の場合にもプライバシーノーティス（13条所定手続き）が必要（14条）だが、研究、統計目的の場合に、その通知が、不都合な場合、過大な負担の場合などには、通知、ノーティスは不要とする 14条5項（b）
（注意：情報提供 § 13、同意 § 6、§ 7、未成年 § 8）

- 研究、統計等の場合の**制限規定**の緩和 89条 同条1項の保護措置（最小限原則、仮名化、他の代替手段をとる場合）を実施するという条件のもとで、各権利規定の特定が制定できる。

EU法、加盟国法で制限可能
（統計目的は太字のみ）

- 15条** アクセス権
- 16条** 訂正権
- 18条** 取扱い制限の権利
- 19条 通知義務
- 20条 ポータビリティ権
- 21条** 異議権

- 消去の権利 目的達成できなくなるような場合に限定して、制限可能 17条3項（d）
- 異議権 公共の利益のための利用の場合に限り、制限可能 21条6項

我が国における 社会調査の体制上のポイント

- 利用目的の明確化
- 同意の明確な取得とその証跡確保（監査の後削除可能、ただし個人情報のデータ自体の削除を前提とする）
- 安全管理措置の実施
管理体制の整備
 - ①統括保護管理者、②保護管理者、③保護担当者の設置、
 - ④物理的管理（入退室管理など）、⑤技術的管理などのほか、それらの措置が適切に実施されているかについての監督・監査の実施（指針に基づいて）
- 委託先の監督 ①委託先選定、②委託契約、③委託先監督（指針に基づいて）

社会調査の実施の上でのポイント（１）

調査実施における留意点

- 正確な調査を実施するうえで、本人確認、本人同意は必須

住民基本台帳情報などを基礎に正確な調査とする

完全な匿名アンケートの場合は、一切の個人情報を取らないので一般情報として利用可能（正確性留意）

- 調査会社が適正な調査を実施したこと（直接本人に聴き取りしている事実、聴き取りに際して目的の告知、同意の確認が必須）、管理、情報処理体制としての安全管理措置をとっていること、などを発注者（研究者）が**監督、監査する義務**がある（指針による）。
- 調査会社から研究者（組織）が成果物として情報を取得する際には、確実に、**非識別加工情報**とするか、**個人情報**をそのまま成果物として受領する場合には個人情報として厳格な取り扱い、保管管理を実施すること。
- 発注者である研究者は、非識別情報であること、すなわち他の情報との照合で特定の個人が識別できないことを確認する必要がある。照合できる場合はNGとなる。利用前に照合できない形とすること。

社会調査の実施の上でのポイント（２）

調査情報の利用についての留意点

○共同研究の場合

- 大学等の研究機関の研究の場合、個情法の第4章の適用はない（個情法76条1項3号）。
- 第三者提供禁止が原則（9条1項）であるが、例外規定として、研究目的、統計処理目的の場合には、第三者提供が認められ（独個法9条2項4号）、かつ目的外に利用し、提供できる（9条2項本文）。
- この提供・利用情報とは、「通常、特定個人識別性のない形で利用されることとなるため、個人の権利利益を侵害する恐れがほとんどないと考えられる」（宇賀克也 逐条5版 P446）「特定個人が識別できない形で用いられるのが通常であり、個人の権利利益の侵害される恐れが少なく、かつ公共性も高い」ため例外とした（総務省 行個法解説 増補41頁）。
- よって、特定個人が識別できない形態での提供であること、すなわち非識別加工情報であること、研究目的などの目的の特定の確認、さらに本人の権利侵害等がないことを的確に判断しなければならず、そのためにも提供先、利用者からの利用目的遵守等を内容とする誓約書の取得、契約などの規制が必要となる
- 提供先の研究における情報取扱の規制は、個情法の例外に当たるが、提供元との契約などにより、その規範の遵守が求められる。

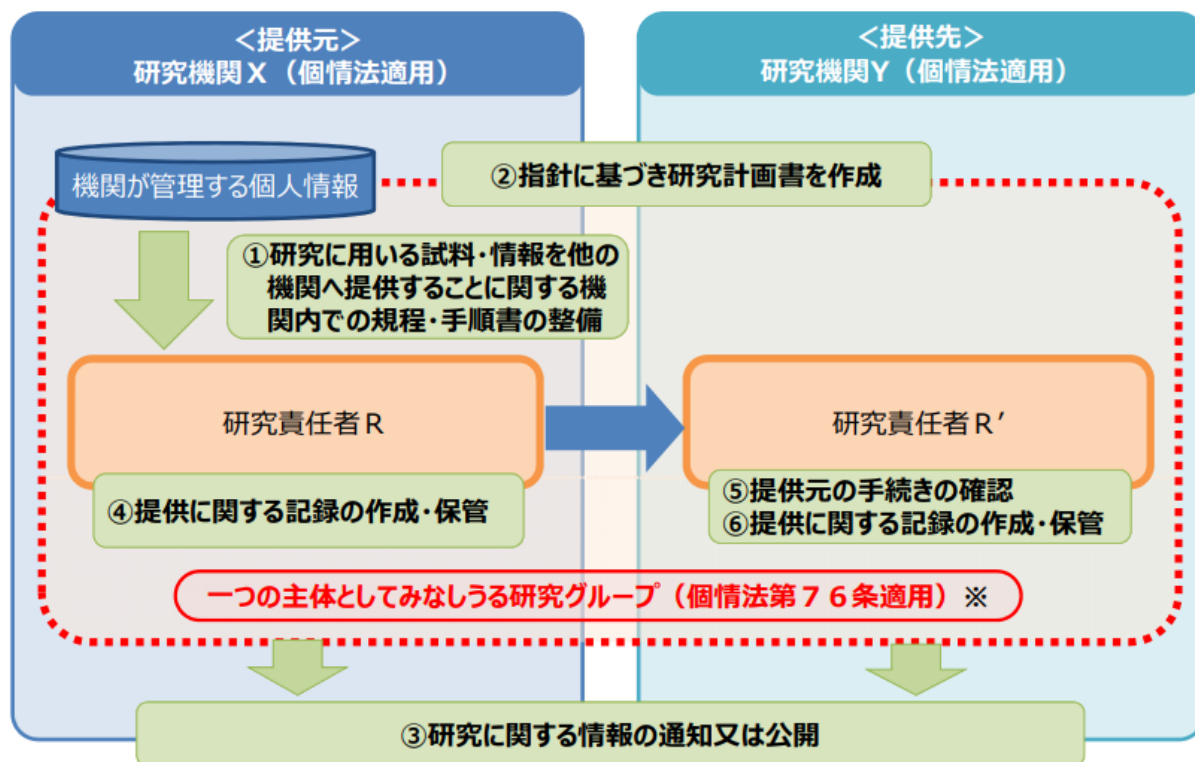
(参考資料)

個人情報保護法等の改正に伴う研究倫理指針の改正について

文部科学省 厚生労働省 経済産業省

平成29年5月＝抜粋＝

改正個人情報保護法第76条が適用される場合において 指針上求められる手続き



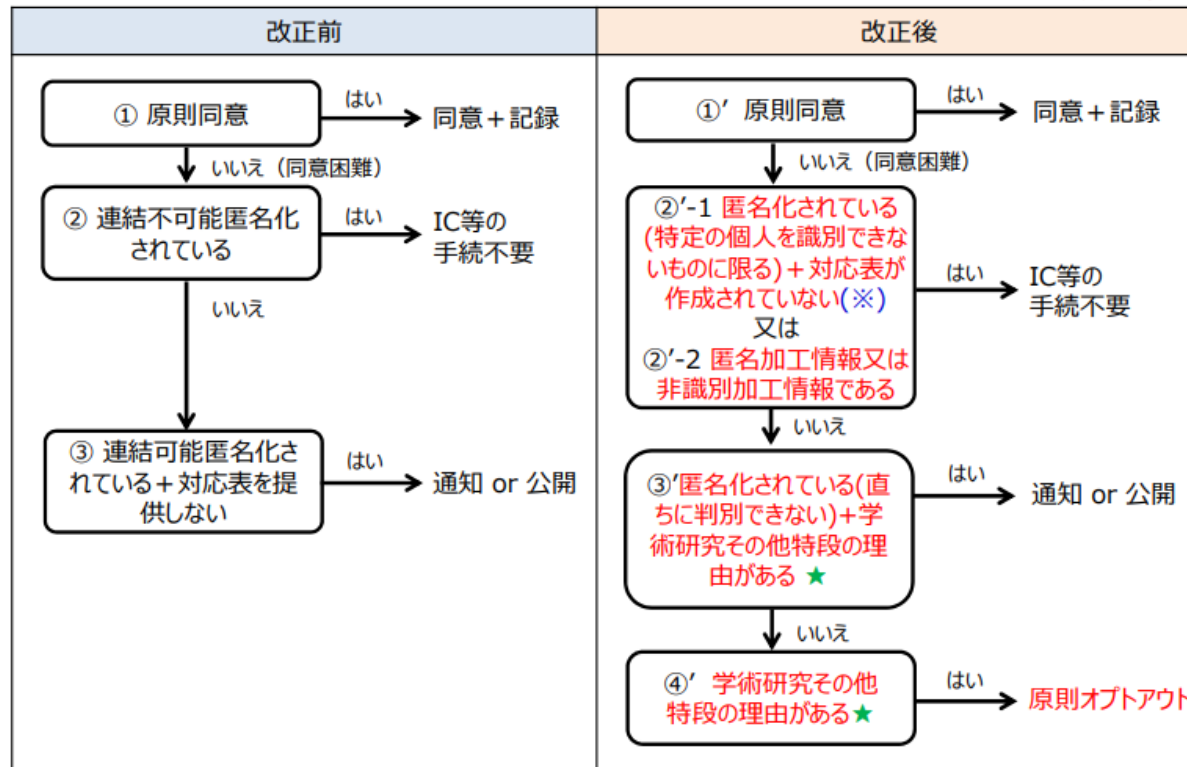
※ 行個法・独個法適用機関は、例外規定を利用

前同

インフォームド・コンセントの手続き（既存試料・情報の他機関への提供）

<ゲノム指針>

（赤字は改正前指針からの主な変更点）



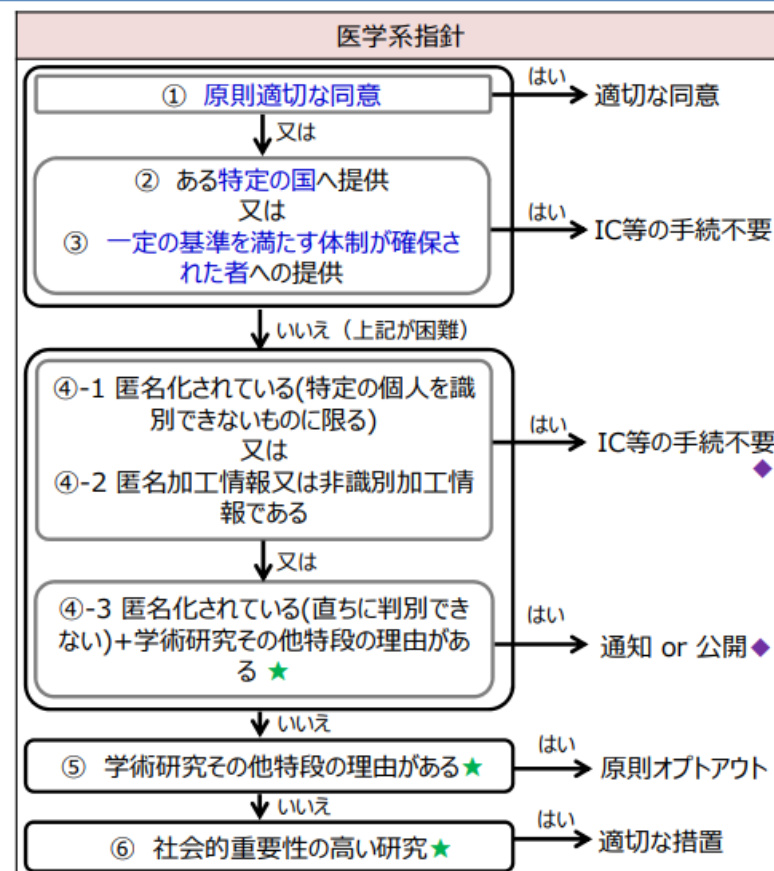
※「対応表が作成されていない」とは、匿名化するに当たって対応表が作成されなかった場合（破棄した場合も含む）を指す。

★法律の適用除外や例外規定に該当する場合のみ用いることが可能。

前同

海外への試料・情報の提供（委託により提供する場合を含む）

- 改正個人情報法において外国にある第三者への提供に関する規定が設けられたことに伴い、指針においても、**すべての研究機関に共通のルールとして手続きを求める（委託により提供する場合を含む）**。
- 委託以外で海外へ試料・情報を提供する場合は、**海外提供の規定のほか、指針に規定する通常他機関提供の手続きを併せて遵守する必要がある（委託の場合は海外提供の規定のみ遵守）**。
- 指針上、改正個人情報法の趣旨を踏まえ、原則として右記①から③のいずれかを満たすこととし、いずれによってもできない場合は④から⑥のいずれかを順に求める。



★法律の適用除外や例外規定に該当する場合のみ用いることが可能。

◆既存試料・情報の提供を行う機関の長が提供について把握する必要がある。 41

非識別加工情報の作成は規則19条による

個人情報保護法施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）

第十九条 法第三十六条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる**記述等の全部又は一部を削除**すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 個人情報に含まれる**個人識別符号の全部を削除**すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを**連結する符号**（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を**削除**すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

四 **特異な記述等を削除**すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

五 前各号に掲げる措置のほか、**個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。**

独個法 研究目的のための例外規定

ただし解釈により非識別加工情報の限定されている（本スライド19番）ので注意すること

独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律

第九条 （利用及び提供の制限）

- 1 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、**利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。**
- 2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、**利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。**ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - 三 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、**専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき**、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 独立行政法人等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための独立行政法人等の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

大学研究者の守るべき規範

個人情報保護法 76条による4章の適用除外



大学などが自ら必要な措置をとる努力をすること
(同法同条3項)



独個法7条 大学等の必要な措置を義務化



総務省 指針（最小限の守るべき措置）を公表
各大学等はこの指針に基づいて学内の規定
等の整備を行うこと

指針の項目

- 管理体制
- 教育研修
- 職員の責務
- 保有個人情報の取り扱い
- 情報システムにおける安全確保
- 情報システム室等の安全確保
- 委託
- 問題への対応
- 監査・点検

総管情第85号

平成16年9月14日

〔一部改正〕平成26年12月26日 総管管第101号

〔一部改正〕平成27年 8月25日 総管管第 71号

〔一部改正〕平成29年 5月26日 総管管第131号

〔一部改正〕平成30年10月22日 総管管第143号

各府省等官房長等 殿

総務省行政管理局長

(公 印 省 略)

独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指
針について（通知）

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第7条の規定において、独立行政法人等は、その保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとされている。

これに関し、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第7条に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）では、法の適切な運用のため、独立行政法人等が保有する個人情報の適切な管理に関する指針等を総務省が策定するとともに、各独立行政法人等は、その指針等を参考に、その保有する個人情報の取扱いの実情に即した個人情報の適切な管理に関する定め（以下「規程」という。）等を整備することとされている。

別紙の指針は、以上を踏まえ、独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のために講ずべき措置として最小限のものを示すものである。貴府省庁においては、所管する独立行政法人等に対してこの指針を通知し、各独立行政法人等が規程の整備等の措置を講ずるよう、必要な指導、助言等を行っていただきたい。

指針抜粋 + 注意事項

第2 管理体制

（総括保護管理者）

1 各独立行政法人等に、総括保護管理者を一人置くこととし、総務担当役員等をもって充てる。

総括保護管理者は、各独立行政法人等における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（保護管理者）

2 保有個人情報を取り扱う各課室等に、保護管理者を一人置くこととし、当該課室等の長又はこれに代わる者をもって充てる。

保護管理者は、各課室等における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる（注）。

（注）例えば、第6、第7、第9-2、第10-2、第10-3その他保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、情報システムの管理者と連携して、それぞれの措置を講ずる。

第5 保有個人情報の取扱い

（アクセス制限）

1 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容（注）に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

（注）個人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

第8 保有個人情報の提供及び業務の委託等 第4項

保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

（1）個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

（2）再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第2号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び6において同じ。）（注）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

（注）委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。

（3）個人情報の複製等の制限に関する事項

（4）個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

（5）委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

（6）違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

注意点

本指針は、「独立行政法人非識別加工情報及び削除情報に該当するものを含まない」第1（注）記載としているが、社会調査自体は個人情報を収集したうえでこれを加工することから、収集、加工までの間は、この指針に従い適切に処理することとなる。**特に民間調査会社への調査委託に関しては第8の規定を遵守することが重要。**

完全に識別加工処理（規則19条）が終了した後に取り扱う場合については、個人情報と混同等することのないように制御したうえで、この指針の拘束がないとして取り扱うことができる。